

## 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、妙高市における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進し、その需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

## 2 用語の定義

調達方針に使用する用語は、法における用語の例による。

## 3 調達方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての組織（以下「市の組織」という。）とする。

## 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、障がい者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等とし、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 共同受注を目的としたネットワーク組織

## 5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
  - ア 食品類（パン、菓子等）
  - イ 小物類（衣類、布製品類、防災用具等）
  - ウ その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
  - ア 清掃・施設管理（清掃、除草等）
  - イ 軽作業（袋詰め、封入等）
  - ウ その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が提供可能な物品等の情報については、福祉介護課が当該施設等からの情報をもとに市の組織に提供し、市の組織はその情報を参考に、前年度実績を上回る物品等の調達が図られるように努める。
- (2) 障がい者就労施設等への発注にあたっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期の設定等に配慮する。
- (3) 市庁舎等における自主製品の販売の場の提供などの支援を行うものとする。

## 7 調達実績の公表

市は、会計年度終了後、障がい者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市の組織に周知するとともに、市ホームページで公表するものとする。

## 8 調達の目標

令和6年度の調達目標は、3,269千円とする。

## 9 調達方針の担当所管

本調達方針の担当所管は、福祉介護課とする。